

II. 協議の場（地域医療構想調整会議）での議論の進め方について

1. 調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理

(1) 医療機能の役割分担について

ア 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有

(ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化

○ 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、当該構想区域における医療機関であって、地域における救急医療や災害医療等を担う医療機関が、どのような役割を担うか明確にすることが必要である。その際に、次の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、調整会議の場で検討を進めること。

- 公的医療機関等（※2）及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能
（公立病院の担う医療機能については、新公立病院改革ガイドライン（※3）に基づき検討すること）
- 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能
- 上記以外の構想区域における中心的な医療機関が担う医療機能等

○ 上記以外の医療機関については、これらの医療機関との連携や、これらの医療機関が担わない医療機能（例えば、重症心身障害児に対する医療等）や、地域の多様な医療ニーズを踏まえ、それぞれの役割を明確化すること。

○ また、必要に応じて、医療法第30条の16（※4）に規定される権限の行使も視野に入れ、各医療機関の役割について明確化すること。

※2 公的医療機関等

医療法第31条に定める公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者（地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等）の開設する医療機関）及び医療法第7条の2第1項2号から8号に掲げる者（共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等）が開設する医療機関。

※3 新公立病院改革ガイドラインより

- 究極の目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすること。
- 今後の公立病院改革は、医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組と整合的に行われる必要がある。
- なお、新改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められているものであるが、仮に、新改革プラン策定後に、地域医療構想調整会議の合意事項と齟齬が生じた場合には、速やかに新改革プランを修正すべきである。

※4 医療法第30条の16について

- 医療法（抄）
- 第30条の16 都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、構想区域等における病床機能報告対象病院等（第7条の2第1項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床の機能区分のうち、当該構想区域等に係る構想区域における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 2 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第7条の2第1項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等について準用する。この場合において、前項中「指示する」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

注) 第7条の2第1項各号に掲げる者が開設するものとは、「※2 公的医療機関等」を指す。

(イ) 将来に病床機能の転換を予定している医療機関の役割の確認

- 病床機能報告においては、6年後の病床機能も報告されていることから、将来に病床機能の転換を予定している医療機関についても、その転換の内容が地域医療構想の方向性と整合性のあるものとなっているかという点について確認すること。

(ウ) その他の事項

- このほか、地域の住民が望む医療へのかかり方等を聴取し、ニーズを把握すること。
- 上記の検討結果を踏まえて、構想区域ごとの将来の医療提供体制を構築していくための方向性を定め、関係者間で共有すること。

イ 新規に参入してくる医療機関や、増床を行い規模の拡大を行う医療機関等への対応

- 今後、高齢化が急速に進み、医療需要の増加が大きく見込まれる地域においては、増床等の整備の必要が生じる。この場合においても、共有した方向性を踏まえ、将来の医療提供体制を構築するために、医療法第7条第5項の行使も視野に入れ、今後必要となる医療機能を担うことを要請していくこと。
- また、新規に参入してくる医療機関に対しては、病院の開設の許可を待たず、調整会議への出席を求め、方向性を踏まえ、地域に必要な医療機能等について、理解を深めてもらうよう努めること。
- この他、病床機能を転換する計画等が明らかとなった医療機関については、その方向性が地域医療構想と整合性のあるものとなっているか、適宜検討すること。

ウ 方向性を共有した上での病床機能分化・連携の推進

- 共有した方向性を踏まえ、各医療機関は将来の担うべき医療機能に向けた病床機能等の転換や、既存の機能の充足を図ること。
- 進捗状況については、毎年の病床機能報告の結果を、構想区域の関係者間で共有し、方向性と明らかに異なる機能の転換等を行う医療機関については、医療法第30条の15（※5）の行使も視野に入れた対応を検討すること。

※5 医療法第30条の15について

医療法（抄）

第30条の15 都道府県知事は、第30条の13第1項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないとき、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができる。

3 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

- 4 都道府県知事は、第2項の協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる。
- 5 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあったときは、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう努めなければならない。
- 6 都道府県知事は、第2項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病院等（第7条の2第1項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第30条の13第1項の規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 7 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第7条の2第1項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

(2) 病床機能分化・連携に向けた方策の検討

ア 将来の医療提供体制を実現するために必要な事項の検討

- 共有した方向性を踏まえ、地域における病床機能の分化・連携を図るにあたり、各医療機関がどの病床機能に今後機能転換するかを明確にするとともに、次のような事項についても検討すること。

<明確化すべき事項の例>

- ・ 不足又は充足すべき医療機能について、将来の医療需要の動向を見据え、整備すべきストラクチャー、マンパワー等の見込み
- ・ より質の高い医療を提供するため、地域連携パス等に関わる関係者間の役割等

イ 実現するための方策の検討

- 各医療機関の有する医療資源を基に、対応が必要な事項について、医療機器等のストラクチャーの共同利用や、連携によりマンパワーを補う方法等を検討すること。

<検討内容の例>

- ・ 回復期機能を担う医療機関における、PT・OT等の職種の確保
- ・ 医療機能を転換する場合の看護職員等の計画的な雇用等

- 既存の医療資源だけでは対応できない事項については、財政的支援の必要性等を検討し、地域医療介護総合確保基金の都道府県計画への反映について検討すること。

(3) 地域住民への啓発

ア 共有した方向性を踏まえた、医療へのかかり方の周知

- 共有した方向性を踏まえ、今後の地域における医療提供体制をどのように構築していくかについて、できるだけ分かりやすく周知し、地域住民の理解を深めること。
- そのため、調整会議で行われている議論について、広く住民に伝え、地域における医療提供体制の課題等の共有を図るため、議事の内容等を、ホームページ等を通じて、情報提供すること。
- その他、例えば、次のような内容について、積極的に地域住民に対して情報提供等を行うこと。

<情報提供の例>

- ・ かかりつけ医を持つことなどを通じた、外来受診等の在り方
 - ・ 専門的な医療が必要な病気に罹患した場合の、構想区域を超えて提供される医療等
- また、構想区域における、急性期疾患の罹患から、治療、リハビリテーション、在宅等への復帰に至るまでの各医療機関や関係機関の役割分担を示すことで、医療提供体制に関する患者の理解を深めること。

2. その他調整会議の運営に当たり留意すべき事項

(1) 調整会議の開催時期等

ア 方向性の共有に向けて

- 構想区域における将来の医療提供体制の方向性を共有すること。
- そのため、各都道府県においては、地域医療構想の策定後、できるだけ速やかに調整会議を開催することが望ましい。

イ 調整会議の定期的な開催による情報の共有等について

- 毎年10月には、各医療機関から病床機能報告が各都道府県に対して行われる。病床機能報告の内容を参考にしながら、構想区域における医療提供体制の構築に向けた進捗状況を確認することが重要なことから、報告の時期等を踏まえ定期的に開催することが望ましい。

ウ 調整会議の臨時開催について

- 各構想区域における方向性と異なる病床整備等を行おうとする計画等が明らかとなった場合や、新たに地域医療に参入したいと希望する医療機関の計画等が明らかとなった場合は、その都度開催すること。

(2) 他の調整会議との連携等

ア 広域的な医療の提供の検討が必要な事項

- がんに関する医療等、構想区域を超えた医療提供体制の検討が必要な事項については、連携する構想区域間で合同の調整会議を開催し、それぞれの構想区域の方向性を踏まえた連携体制の構築について検討すること。

イ 県全体で検討が必要な事項

- 上記のほか、専門性の高い医療等については、県全体（三次医療圏）での提供体制の確保が必要となる事項もある。そのため、県全体での地域医療構想の進捗状況についても定期的に把握しつつ、評価すること。